

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

令和二年三月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸高田市吉田町吉田字貴船一九四七番、一九四八番一、一九四八番二、一九四九番一、一九四九番二、一九五四番一、一九五四番四の一部、一九五九番一、一九五九番二、一九六〇番一、一九六〇番四、一九六二番一、一九六三番一、一九六三番七、一九六四番一、一九六四番六、一九六五番二、一九六五番三、一九六五番七、一九六五番八、一九六七番二、一九六七番五、一九四八番二地先道路の一部、一九五九番二地先道路、一九六〇番四地先水路の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安芸高田市吉田町吉田五二七番地七

社会福祉法人 ちとせ会 理事長 徳永 彰